

V 事業所運営に係る留意事項

1 不正請求の防止について

近年、栃木県では毎年のように給付費の不正請求を事由とした行政処分を行っています。

また、行政処分に至らない場合であっても、指導監査課が実施する実地指導等において発覚した不適正な給付費の請求について、返還を指導するケースが多数あります。

⇒以下の点に留意の上、適正な事業所運営・給付費請求事務を行ってください。

・報酬告示、留意事項通知、Q&A等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行うこと。

・架空請求はもってのほか、利用者のサービス利用状況等について、適正な管理を行うこと。

※必要な記録等が整備されていない場合、報酬算定を認めない場合があります。

・各種「減算」適用の有無を把握し、減算事由に該当する場合は、直ちに適用すること。

※指定基準を理解していないと減算適用の有無も分かりません。

減算事由例：サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算、定員超過減算、個別支援計画未作成減算

※長期間にわたり職員等の欠如が続く場合、サービスの休止・廃止を検討すること。

☆給付費の支給決定を受けているのは、障害者又は障害児の保護者です。

各事業者が毎月、給付費を各支給決定市区町村に（国民健康保険団体連合会を通じて）請求・受領しているのは代理受領を行っているからです。

給付費の請求に際しては、障害者又は障害児の保護者に代わって給付費を請求・受領しているという意識を常に持ってください。

誤った請求 = 不正請求 です。

栃木県は、不正請求を行った指定事業者に対して、指定取消し等の行政処分を行うことができます。